

SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク

第3回実務者連絡会議

日 時：平成28年3月12日（土）

16：10～17：00

場 所：キャッスル真名井 スペースⅡ

次 第

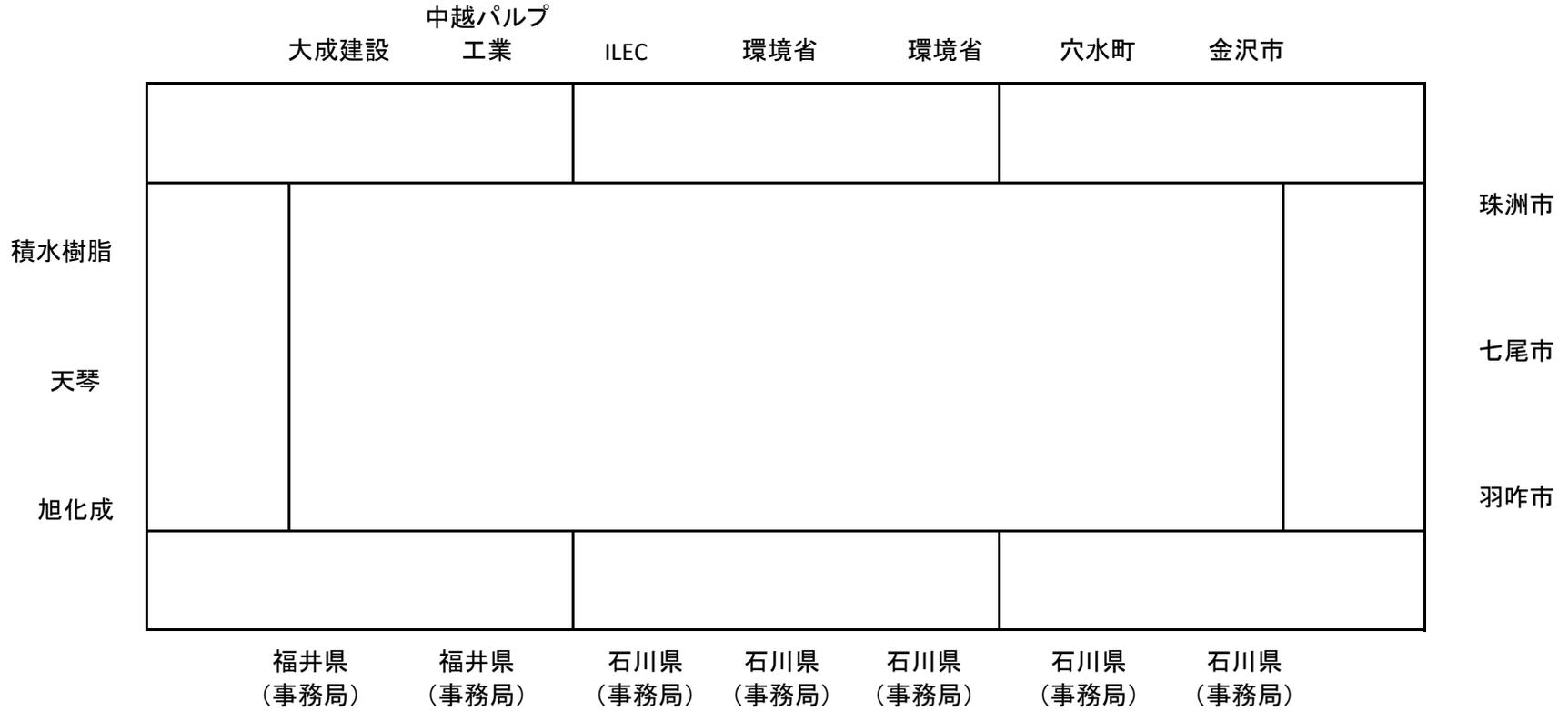
協議事項

- (1) 平成27年度事業について . . . 資料1
- (2) ロゴマークの作成について
 - ・ ロゴマークのデザイン（案） . . . 資料2-1
 - ・ ロゴマーク使用規定（案） . . . 資料2-2
 - ・ ロゴマーク届出様式（案） . . . 資料2-3
- (3) 活動事例集の作成について
 - ・ 活動情報・活動写真御提供の依頼書 . . . 資料3-1
 - ・ 活動事例集の掲載例（案） . . . 資料3-2
 - ・ 活動事例の受取状況 . . . 資料3-3
- (4) 意見交換

SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク 第3回実務者連絡会議 出席者名簿

団体名	出席者	所属・役職
旭化成株式会社	平井 宗男	環境安全部
株式会社天琴	五井 隆浩	代表取締役
積水樹脂株式会社	稲垣 和美	評価・環境管理部 安全・品質・環境グループ
大成建設株式会社	埴田 直子	環境本部 生物多様性・アセスメント室 室長
中越パルプ工業株式会社	片岡 裕雅	営業企画部 調査役
公益財団法人国際湖沼環境委員 (ILEC)	萩原 康江	調査研究課 コーディネーター
環境省	長野 和明 大原 行博	自然環境局自然環境計画課 里地里山保全専門官 自然環境局自然環境計画課 環境専門員
穴水町	出崎 雄太	産業振興課恵みの里山推進室 主事
金沢市	城戸 貴拓	環境局環境政策課 技師
珠洲市	才式 嘉明	自然共生室 次長兼係長
七尾市	橋本 恵子	産業部里山里海振興課 専門員
羽咋市	柘田 優里	産業建設部農林水産課 主事
石川県(事務局)	新 広昭 松田 豊久 山本 孝平 村永 有衣子 荻本 央	環境部温暖化・里山対策室 室長 環境部温暖化・里山対策室 室次長 環境部温暖化・里山対策室 補佐 環境部温暖化・里山対策室 技師 よそ見屋ぷろこ
福井県(事務局)	西垣 正男 平野 彰英	安全環境部自然環境課 主任 安全環境部自然環境課 主事

SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク第3回実務者連絡会議 配席図



テーブル

テーブル

入口

平成 27 年度事業計画

1 会議等の開催

(1) 総会（平成 27 年 9 月 19 日 長野県木曽郡木曽町）



(2) 実務者連絡会議の開催（平成 28 年 3 月 12 日 石川県鳳珠郡穴水町）

2 SATOYAMAイニシアティブの普及啓発

(1) ロゴマーク、活動事例集の作成

(2) イベントや各種会議への参加

・エコプロダクツ 2015（平成 27 年 12 月 10 日～12 日 東京都）



・その他

3 交流・連携に向けた会員相互の連携

(1) セミナーの開催

・人と生きものつながり創生全国フォーラム

（平成 27 年 9 月 19 日 長野県木曽郡木曽町）

・・・基調講演、パネルディスカッション、交流イベント など



・世界農業遺産シンポジウム～未来につなぐ能登の生業～

（平成 28 年 3 月 12 日 石川県鳳珠郡穴水町）

(2) エクスカーションの実施

- 木曽の自然の今を学ぶバスツアー（平成27年9月20日 長野県）



- 世界農業遺産に認定された「能登」における里山里海を学ぶツアー（平成28年3月13日 石川県）

(3) ネットワーク後援事業

- 長野県「人と生きものつながり創生全国フォーラム」(平成27年9月19日)



- 栃木県「とちぎの元気な里山林サミット」(平成27年10月9日)

(4) 会員情報、トピックスの配信（電子媒体、随時）

4 その他

(1) 各種行事・イベント等の後援、参画

- 生物多様性ナレッジスクエアでの連携(エコプロダクツ2015)

(2) 環境省「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」への賛同



SATOYAMA
イニシアティブ
推進ネットワーク

「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」は、
里山・里海の利用・保全に取り組む多様な主体がつながり、
自然共生社会の実現に向けて協力、連携して取組を推進していくものです。

このロゴは、
複数の山の形それぞれに、家や船、稲の形といった「人の営み」を表す形を添え、
その複数ある「里山+人の営み」の形で輪を描くことで、
多様な里山・里海と、それらを利用・保全する多様な主体が
つながっている、つながっていく様を表しています。

また、その輪に飛来する鳥の姿を描くことで、
「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」でつくる「つながり」によって、
SATOYAMAにおける生物多様性をより豊かにしたいという意志と願いを込めています。

タテ型カラー

タテ型モノクロ



SATOYAMA
イニシアティブ
推進ネットワーク

幅 30 mm



SATOYAMA
イニシアティブ
推進ネットワーク

幅 20 mm



SATOYAMA
イニシアティブ
推進ネットワーク

幅 30 mm



SATOYAMA
イニシアティブ
推進ネットワーク

幅 20 mm

ヨコ型カラー

ヨコ型モノクロ



SATOYAMA
イニシアティブ
推進ネットワーク

幅 60 mm



SATOYAMA
イニシアティブ
推進ネットワーク

幅 40 mm



SATOYAMA
イニシアティブ
推進ネットワーク



SATOYAMA
イニシアティブ
推進ネットワーク

英語版



JAPAN NETWORK
FOR PROMOTING
THE SATOYAMA INITIATIVE

幅 35 mm



JAPAN NETWORK
FOR PROMOTING
THE SATOYAMA INITIATIVE



JAPAN NETWORK
FOR PROMOTING
THE SATOYAMA INITIATIVE

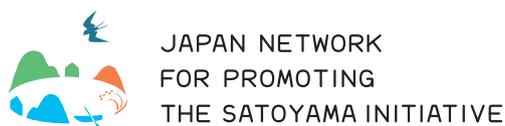
幅 65 mm



JAPAN NETWORK
FOR PROMOTING
THE SATOYAMA INITIATIVE

団体名称の大きさについて

団体名称が長いため、団体名称を大きく使用したい場合は、以下の団体名の比率が大きい形状を使用することができます。



使用例：名刺



SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワークロゴマーク使用規程（案）

1 趣旨

この規程は、SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）のロゴマークの使用に関し必要な事項を定めるものである。

2 管理事務

ロゴマークの権利はネットワークが保有し、管理事務はネットワーク事務局が行う。

3 禁止事項

ロゴマークを使用する者は、別紙に定める事項に抵触してはならない。

4 使用手続等

(1) 次の場合には、ロゴマークの使用に関する手続きを要しない。ただし、当分の間、使用したときは速やかに、作成した成果物の現物、写真又はコピー等を添えて使用状況を報告するものとする。

ア. ネットワーク会員が使用する場合。

イ. ネットワーク活動の広報又は報道を目的に使用する場合。

ウ. ネットワークが後援、推薦する行事等に使用する場合。

(2) 4 (1) 以外の場合で、ロゴマークを使用する者は、以下のとおりとする。

ア. ロゴマークを無償で配布、その他何らかの対価を伴わないで使用する場合

使用の10日前（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）までにネットワーク事務局あてにロゴマーク使用届出書（別紙書式1）を提出しなければならない。

また、使用したときは速やかに、作成した成果物の現物、写真又はコピー等を添えて使用状況を報告しなければならない。

届け出た内容を変更する場合には、変更の10日前（行政機関の休日を除く。）までにネットワーク事務局あてにロゴマーク使用変更届出書（別紙書式2）を提出しなければならない。

イ. ロゴマークを有償で配布、その他何らかの対価を伴って使用する場合

使用の15日前（行政機関の休日を除く。）までにネットワーク事務局あてにロゴマーク使用承認申請書（別紙書式3）を提出し、承認を受けなければならない。

また、使用したときは速やかに、作成した成果物の現物、写真又はコピー等を添えて使用状況を報告しなければならない。

承認された内容を変更する場合には、変更の15日前（行政機関の休日を除く。）までにネットワーク事務局あてにロゴマーク使用変更承認申請書（別紙書式4）を提出し、承認を受けなければならない。]

5 ロゴマークを使用する者の責務等

ロゴマークを使用する者は、信義に従い、誠実に本規程を履行しなければならない。なお、ネットワークはロゴマークの使用に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

6 ロゴマークの使用改善の要求

ロゴマークを使用する者が、別紙に定める事項に抵触している場合には、ネットワークは当該使用者に対し、使用の改善を求めることができる。なお、ネットワークはこの要求に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

7 ロゴマークの使用承認の取消し

ロゴマークを使用する者が、6に定めるロゴマークの使用改善の要求に従わない場合には、ネットワークは当該使用者に対する使用承認を取り消すことができる。なお、ネットワークはこの取消しに伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

8 その他

本規程に定めるものの他、必要な事項はネットワークが別に定める。

附則

本規程は、平成28年 月 日より施行する。

ロゴマークの使用に関する禁止事項

ロゴマークについて、次の事項に該当する使用を禁止する。

- (1) 別添「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワークのコンセプト及び仕様等」(※ロゴマーク確定後作成予定)に反する使用の場合。
- (2) SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワークの目的等と著しく乖離し、又はその品位が損なわれるおそれがある場合。
- (3) 法令や公序良俗に反する使用、又はそのおそれがある場合。
- (4) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する場合。
- (5) 使用者がロゴマークの使用、又はそれらを伴う物品、印刷物及びサービス等の提供により不当な利益等を受けている場合。
- (6) 募金活動と結びつけて使用する場合。
- (7) 提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとして使用する場合。
- (8) 届出書や申請書に虚偽の情報を含む場合。
- (9) 使用者が実体の無い団体の場合。
- (10) その他、本規程の定めに適合しない場合。

ロゴマーク使用届出書 (案)

SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク事務局 殿

SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワークロゴマークを使用したいので、SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワークロゴマーク使用規程を遵守し使用することに同意し、下記のとおり届け出ます。

記

平成 年 月 日

1. 使用しようとする者の氏名及び住所
(法人の場合は、その名称、所在地並びに代表者の氏名及び住所)

印

2. 使用目的

3. 使用方法

※具体的な使用方法が判る図版等を添付し提出すること。

4. 使用期間： 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5. 連絡先 (使用する法人担当者もしくは、業務を委託された会社の担当者)

- 所在地
- 名称・所属
- 担当者名
- E-mail アドレス
- 電話・FAX
- URL (本件著作物をウェブサイトに掲載する場合)

ロゴマーク使用変更届出書 (案)

SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク事務局 殿

平成 年 月 日付で届出た内容を変更したいので、SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワークロゴマーク使用規程を遵守し使用することに同意し、下記のとおり変更を届け出ます。

記

平成 年 月 日

1. 使用しようとする者の氏名及び住所
(法人の場合は、その名称、所在地並びに代表者の氏名及び住所)

印

2. 使用変更内容 (使用用途変更 / デザイン変更) ※いずれかに○を付けること
以前承認された内容との変更箇所を明示した資料を添付すること。

使用用途変更:

デザイン変更:

3. 使用期間: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4. 連絡先 (使用する法人担当者もしくは、業務を委託された会社の担当者)

- 所在地
- 名称・所属
- 担当者名
- E-mail アドレス
- 電話・FAX
- URL (本件著作物をウェブサイトに掲載する場合)

ロゴマーク使用承認申請書 (案)

SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク事務局 殿

SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワークロゴマークを使用したいので、SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワークロゴマーク使用規程を遵守し使用することに同意し、下記のとおり使用の承認を申請します。

記

平成 年 月 日

1. 使用しようとする者の氏名及び住所
(法人の場合は、その名称、所在地並びに代表者の氏名及び住所)

印

2. 使用目的

3. 使用方法

具体的な使用方法が判る図版等を添付し提出すること。

4. 使用期間： 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5. 連絡先（使用する法人担当者もしくは、業務を委託された会社の担当者）

- 所在地
- 名称・所属
- 担当者名
- E-mail アドレス
- 電話・FAX
- URL（本件著作物をウェブサイトに掲載する場合）

事務局記載欄

殿 第 号

上記の申請のとおり SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワークロゴマークを使用することは、差し支えありません。ただし、SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワークは、使用に係わる損害に対しての一切の責任を負わないものとします。なお、申請内容に変更がある場合は、速やかに使用変更の承認を申請すること。不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用対象の回収・撤去等を行うこと。

平成 年 月 日

SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク事務局

申請番号 第 号

ロゴマーク使用変更承認申請書 (案)

SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク事務局 殿

平成 年 月 日付けで承認された内容を変更したいので、SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワークロゴマーク使用規程を遵守し使用することに同意し、下記のとおり使用変更の承認を申請します。

記

平成 年 月 日

1. 使用しようとする者の氏名及び住所
(法人の場合は、その名称、所在地並びに代表者の氏名及び住所)

印

2. 使用変更内容 (使用用途変更 / デザイン変更) ※いずれかに○を付けること。
以前承認された内容との変更箇所を明示した資料を添付すること。
使用用途変更:

デザイン変更:

3. 使用期間: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4. 連絡先 (使用する法人担当者もしくは、業務を委託された会社の担当者)

- 所在地
- 名称・所属
- 担当者名
- E-mail アドレス
- 電話・FAX
- URL (本件著作物をウェブサイトに掲載する場合)

事務局記載欄

殿 第 号

上記の申請のとおり SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワークロゴマークを使用することは、差し支えありません。ただし、SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク事務局は、使用に係わる損害に対しての一切の責任を負わないものとします。なお、申請内容に変更がある場合は、速やかに使用変更の承認を申請すること。不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用対象の回収・撤去等を行うこと。

平成 年 月 日

SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク事務局

申請番号 第 号

活動情報・活動写真御提供の依頼書

【活動事例集作成の流れ】

- ①事務局（福井県自然環境課）から各団体へ情報入力シートを送付
- ②各団体にて情報入力シートを作成し、シートおよび活動写真を（株）B0-GA・坂口あて提出
- ③（株）B0-GAにて各団体の情報を用い活動事例集原稿案を作成
- ④（株）B0-GAより各団体へ冊子原稿案を送付、各団体にて原稿確認
- ⑤各団体より（株）B0-GAへ原稿修正・原稿確認（OK）の連絡
- ⑥原稿完成

<回答期限>

平成28年3月22日（火）

【情報入力シート作成について】

■活動情報について

- ・貴団体の活動について、【別添1】情報入力シートにて、情報の御提供をお願いします。
※1団体につき、A4・1ページ（【別添2】レイアウトイメージ）の予定です。
- ・以下の項目は文字数制限がありますので、御協力をお願いします。
 - *活動の目的 …200文字
 - *活動の内容 …350文字
 - *今後の展望 …100文字
 - *一言コメント…150文字

■活動写真について

- ・貴団体の活動を紹介するお写真・3点の御提供をお願いします。
※ファイルサイズ、ファイル形式の指定はありません。
※御提供いただく情報、お写真は、活動事例集への掲載にのみ使用させていただきます。
- ・ファイル名に、写真番号（①・②・③※レイアウトイメージに対応）を御記入ください。

団体名		
所在地		都・道・府・県 市・区 ※番地までは公開しません
プロジェクト・活動名称		
活動(支援)の場所	位置	
	フィールドタイプ	海・川・湖・湿地・森・田んぼ・その他()
	面積	約 ヘクタール
活動の目的 ※200文字まで		
活動の内容 ※活動支援の場合は支援の内容をお書きください ※箇条書きでも結構です ※350文字まで		
今後の展望 ※100文字まで		
実施体制 ※連携している団体等もあわせてご紹介ください。		
実施主体	事務局	
	連絡先	

<p>一言コメント ※150文字まで</p>	
----------------------------	--

掲載画像のキャプション① _____

掲載画像のキャプション② _____

掲載画像のキャプション③ _____

団体名		三方五湖自然再生協議会
所在地		福井県 美浜町・若狭町 ※番地までは公開しません
プロジェクト・活動名称		湖と里をとりまく自然と人のつながりの再生
活動(支援)の場所	位置	三方五湖流域及びその周辺地域
	フィールドタイプ	海・川・湖・湿地・森・田んぼ・その他(周辺里地)
	面積	約 ヘクタール
活動の目的 ※200文字まで		三方五湖の自然は、私たちに、食料、農業や漁業、文化など豊かなめぐみをもたらしてきました。ところが近年、豊かだった三方五湖の自然環境は、私たちが気づかない間に、急速に損なわれてきています。そこで、三方五湖流域とその周辺地域において、多様な主体によって自然再生を実現するため、三方五湖自然再生協議会を設立しました。 【設立:平成23年5月1日】
活動の内容 ※活動支援の場合は支援の内容をお書きください ※箇条書きでも結構です ※350文字まで		三方五湖の豊かな自然は、周辺に97人々との関わり合いの中で守られてきました。三方五湖の自然再生は「自然の再生」を基盤に、自然と人のつながりや人と人とのつながりの再生を通じた「元気な地域」づくりを目指しています。 [三方五湖自然再生のビジョン] かつての生きものにぎわいと、人のにぎわいを取り戻すため、先人の知恵と努力に感謝し、湖と人、人と人の関わりを見直しながら、将来にわたって三方五湖の恩恵を受けることができる誇りある地域社会を実現します。 [三方五湖自然再生3つのテーマ] ①多様な魚介類がすみ、水鳥が羽ばたく水辺の再生と保全 ②「三方五湖」の自然を活かした地域のにぎわい再生 ③生活の中で受け継がれてきた湖の文化の伝承
今後の展望 ※100文字まで		
実施体制 ※連携している団体等もあわせてご紹介ください。		構成員:地元住民、研究者、各種団体、行政等(63団体・個人) 6つの部会により専門的事項を協議し、自然再生事業を実施(部会:自然護岸再生部会、湖と田んぼのつながり再生部会、外来生物等対策部会、環境に優しい農法部会、環境教育部会、シジミのなぎさ部会)
実施主体	事務局	福井県安全環境部自然環境課、美浜町住民環境課、若狭町環境安全課・歴史文化課
	連絡先	福井県安全環境部自然環境課 〒910-8580 福井県福井市大手三丁目17番1号 TEL 0776-21-1111(代)
ひと言コメント ※150文字まで		三方五湖流域とその周辺地域における自然再生の取組は、行政、企業、研究者、各種団体、地元住民、地域外の人々などの多様な主体が協力して実施します。また、漁業者と農業者といった立場の異なる住民や、行政の中での異なる部署の人々が十分な議論を通して認識を共有し、分担しつつ協力して自然再生に取り組みます。

掲載画像のキャプション① 三方五湖自然再生全体構想・ビジョン図

掲載画像のキャプション② 空から見た三方五湖

掲載画像のキャプション③ 三方五湖自然再生協議会・全体会の様子

団体名 ○○○○○○○○○

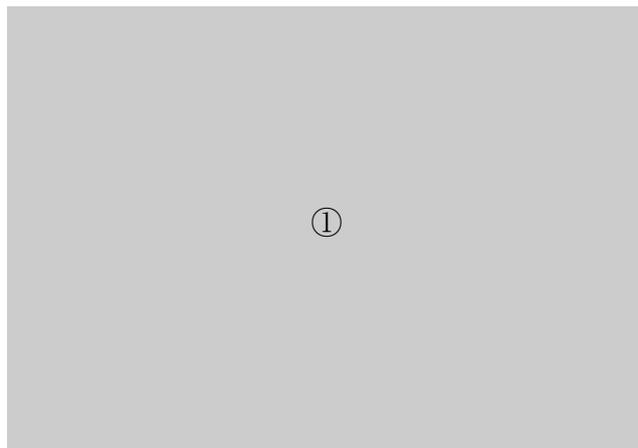
住所 ○○県○○市

プロジェクト・活動名称

aaaaaaaaaaaaaaaa

活動場所

- ・位置……………○○○○○○○○
- ・フィールドタイプ……○○
- ・面積……………約○ヘクタール



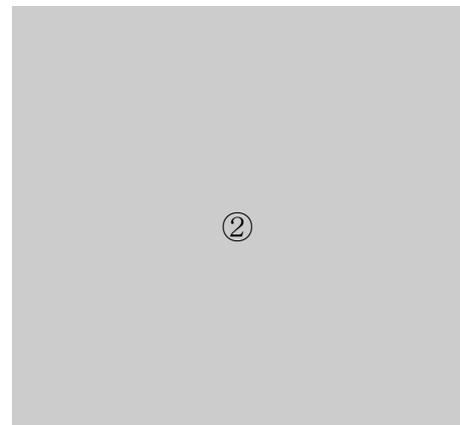
キャプション

活動の目的

aaaaaaaaaaaaaaaa
aaaaaaaaaaaaaaaa
aaaaaaaaaaaaaaaa
aaaaaaaaaaaaaaaa
aaaaaaaaaaaaaaaa
aaaaaaaaaaaaaaaa
aaaaaaaaaaaaaaaa

活動の内容

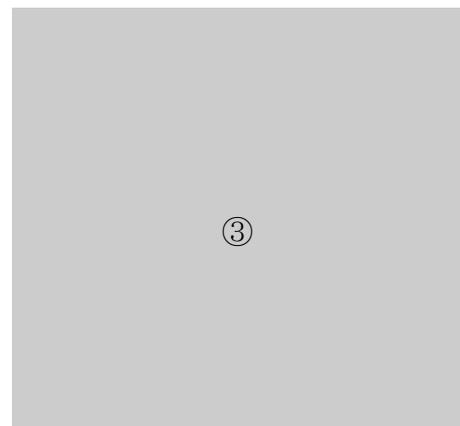
aaaaaaaaaaaaaaaa
aaaaaaaaaaaaaaaa



キャプション

今後の展望

aaaaaaaaaaaaaaaa
aaaaaaaaaaaaaaaa
aaaaaaaaaaaaaaaa
aaaaaaaaaaaaaaaa



キャプション

一言コメント

aaaaaaaaaaaaaaaa
aaaaaaaaaaaaaaaa
aaaaaaaaaaaaaaaa
aaaaaaaaaaaaaaaa
aaaaaaaaaaaaaaaa
aaaaaaaaaaaaaaaa
aaaaaaaaaaaaaaaa

実施体制 ○○○○○○○○○○

事務局 ○○○○○○○○○○

連絡先 ○○○○○○○○○○

片野鴨池周辺生態系管理協議会

石川県加賀市

プロジェクト・活動名称

活動場所

- ・位置……………片野鴨池周辺
- ・フィールドタイプ……湿地・森・田んぼ

活動の目的

330年以上にわたって坂網猟や地域の関係者によって持続可能な利用がすすめられてきた、加賀市が世界に誇るべきラムサール条約湿地である片野鴨池を、次世代に引き継ぎ、今後も持続可能な利用を続けていくために、片野鴨池に関わる関係者や住民が連携および協働し、片野鴨池とその周辺の生態系・文化・経済・教育・観光を含む包括的な管理を進めることを目的とする。

活動の内容

- ・片野鴨池周辺の将来構想の立案。
- ・鴨池周辺での雇用創出等、地域経済循環の促進に関する事業の支援と調整。
- ・次の項目の実施と調整。
 1. 片野鴨池およびその周辺の生態系の保全と利用に関すること。
 2. 坂網猟の維持・保存に関すること。
 3. 片野鴨池に関する調査・研究に関すること。
 4. 片野鴨池における教育・学習プログラムに関すること。
 5. 片野鴨池周辺の観光プログラムに関すること。

今後の展望

現状の生態系を維持し、今からもう300年継続する。

一言コメント

鴨池周辺の自然環境を保全するため、鴨池内の水稲作の管理、マコモ・ヨシ原の遷移防止対策を実施し、鴨の餌場となるふゆみずたんぼの普及に努めるとともに、江戸時代から継承されている伝統猟法「坂網猟」を存続させるため、後継者の育成を図ります。



片野鴨池雪景色



絶滅危惧Ⅱ類トモエガモの日本有数の飛来地



江戸時代から続く坂網猟

実施体制

構成員：地元関係団体（地元町内）、坂網猟関係団体（大聖寺捕鴨猟区協同組合）、自然保護団体（鴨池観察館友の会、日本野鳥の会石川支部、加賀市昆虫調査会）、行政等（環境省中部地方環境事務所、石川県環境部、石川県南加賀農林総合事務所、鴨池観察館、加賀市観光交流機構、加賀市）

事務局：加賀市役所 市民生活部 環境安全課 環境政策係

連絡先：石川県加賀市大聖寺南町二 4 1 番地
TEL0761-72-7892（直通）

七尾市

石川県七尾市

プロジェクト・活動名称

活動場所

- ・位置……………石川県七尾市
- ・フィールドタイプ……海・川・森・田んぼ・ため池

活動の目的

2011年（平成23年）に「能登の里山里海」が世界農業遺産に認定されたことを契機に、同年、七尾市の里山里海の「保全・持続・活用」に取り組むため、世界農業遺産「能登の里山里海」七尾市行動指針を策定した。

行動指針を受け、多様な農林漁業、生物多様性や景観、伝統文化を守り発展的に後世に受け継ぐとともに、地域の活性化に資するため、官民が一体となった七尾市里山里海協議会を設立した。

活動の内容

世界農業遺産「能登の里山里海」七尾市行動指針

『保全』里山里海を守ります

- ①現状の把握と必要な取り組みの整理
- ②耕作の維持と必要な耕作放棄地の再生
- ③生き物と共生する環境保全型農業の推進
- ④里山里海の保全の推進

『持続』里山里海を未来につなぎます

- ①里山里海の価値や必要性の全体的な共有
- ②地域や集落におけるコミュニティの活性化
- ③第一次産業や伝統産業の担い手の育成
- ④子どもたちに対する教育の推進

『活用』里山里海を未来へとつなげるための仕組みをつくります

- ①能登の食の価値や安全安心の積極的発信
- ②地域産業の振興
- ③都市と農村の交流の促進
- ④地域資源を活かした新たな産業の創出

今後の展望

世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」を未来へとつなげるため、七尾市全体で、行動指針に基づき里山里海の保全・持続・活用の取り組みを進めていく。

一言コメント

企業と連携した環境教育や地域主体の環境配慮型農業、耕作放棄地再生や6次産業化など、行政と市民が連携して取り組んでいるところです。

今後も「知って、守って、活用する」を合言葉に、里山里海を活かした「ふるさと七尾」づくりに取り組んでまいります。



地元高校生による棚田再生の田植え



里海の生きもの調査



地元小学生による田んぼの生きもの調査

実施体制

構成員：七尾市里山里海協議会は産学官民の16団体から構成

事務局：七尾市産業部里山里海振興課、七尾市里山里海協議会

連絡先：七尾市産業部里山里海振興課
石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地
TEL 0767-53-8005

三方五湖自然再生議会

福井県美浜町・若狭町

湖と里をとりまく

自然と人のつながりの再生

活動場所

- ・位置……三方五湖流域及びその周辺地域
- ・フィールドタイプ……湖・田んぼ・その他

活動の目的

三方五湖の自然は、私たちに、食料、農業や漁業、文化など豊かなめぐみをもたらしてきました。ところが近年、豊かだった三方五湖の自然環境は、私たちが気づかない間に、急速に損なわれてきています。

そこで、三方五湖流域とその周辺地域において、多様な主体によって自然再生を実現するため、三方五湖自然再生協議会を設立しました。【設立：平成23年5月1日】

活動の内容

三方五湖の豊かな自然は、周辺にすむ人々との関わりあいの中で守られてきました。三方五湖の自然再生は「自然の再生」を基盤に、自然と人のつながりや人と人とのつながりの再生を通じた「元気な地域」づくりを目指しています。

〔三方五湖自然再生のビジョン〕

かつての生きものにぎわいと、人のにぎわいを取り戻すため、先人の知恵と努力に感謝し、湖と人、人と人の関わりを見直しながら、将来にわたって三方五湖の恩恵を受けることができる誇りある地域社会を実現します。

〔三方五湖自然再生3つのテーマ〕

- ①多様な魚介類がすみ、水鳥が羽ばたく水辺の再生と保全
- ②「三方五湖」の自然を活かした地域のにぎわい再生
- ③生活の中で受け継がれてきた湖の文化の伝承

今後の展望

三方五湖自然再生実施計画では、中期・長期計画を立案しており、順応的に3年間を目安に取組の検証を行い、必要に応じて見直しをしながら事業を進めてまいります。

一言コメント

三方五湖流域とその周辺地域における自然再生の取組は、行政、企業、研究者、各種団体、地元住民、地域外の人々などの多様な主体が協力して実施します。また、漁業者と農業者といった立場の異なる住民や、行政の中での異なる部署の人々が十分な議論を通して認識を共有し、分担しつつ協力して自然再生に取り組めます。



三方五湖



全体会議



三方五湖自然再生ビジョン図

実施体制

構成員：構成員：地元住民、研究者、各種団体、行政等（63団体・個人）6つの部会により専門的事項を協議し、自然再生事業を実施（部会：自然護岸再生部会、湖と田んぼのつながり再生部会、外来生物等対策部会、環境に優しい農法部会、環境教育部会、シジミのなぎさ部会）

事務局：福井県安全環境部自然環境課、美浜町住民環境課、若狭町環境安全課・歴史文化課

連絡先：福井県安全環境部自然環境課
〒910-8580 福井県福井市大手三丁目17番1号
TEL 0776-21-1111(代)

「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」参加団体一覧 (H27.10.5)

NO	分類	団体名	担当部署	シート受取	その他連絡受	NO	分類	団体名	担当部署	シート受取	その他連絡受
1	企業	旭化成株式会社	環境安全部	○	2事例	55	行政	環境省	自然環境局自然環境計画課		
2	企業	アサヒビール株式会社	経営企画本部社会環境部			56	行政	農林水産省	大臣官房環境政策課		
3	企業	アポットジャパン株式会社勝山事業所				57	行政	愛知県	環境部自然環境課 生物多様性保全グループ	○	
4	企業	株式会社天琴				58	行政	石川県(事務局)	環境部温暖化・里山対策室	○	
5	企業	株式会社伊藤園	CSR推進部			59	行政	香川県	環境森林部みどり整備課	○	
6	企業	銀扇福井株式会社				60	行政	鹿児島県	環境林務部自然保護課		
7	企業	久保田酒造合資会社				61	行政	神奈川県	環境農政局農政部農地保全課 農地活用グループ		
8	企業	株式会社グランディア芳泉				62	行政	岐阜県	環境生活部自然環境保全課 生物多様性係		
9	企業	コマツ	粟津工場 総務部庶務課			63	行政	埼玉県	環境部みどり自然課	—	該当事例なし
10	企業	清水建設株式会社	地球環境部			64	行政	佐賀県	くらし環境本部 有明海再生・自然環境課	○	
11	企業	cinq				65	行政	滋賀県	琵琶湖環境部自然環境保全課 生物多様性戦略推進室		
12	企業	積水樹脂株式会社	評価・環境管理部 安全・品質・環境グループ	○		66	行政	徳島県	環境部環境政策課 生活安全課		
13	企業	大成建設株式会社	環境本部環境計画部 生物多様性・アセスメント室	○		67	行政	栃木県	環境森林部自然環境課		
14	企業	中越パルプ工業株式会社	営業本部営業企画部			68	行政	鳥取県	生活環境部緑豊かな自然課		
15	企業	西田建設株式会社	総務			69	行政	長崎県	環境部自然環境課 生物多様性保全班		
16	企業	株式会社福井銀行	地域振興室			70	行政	長野県	環境部自然保護課	○	
17	企業	福井県信用金庫協会				71	行政	兵庫県	農政環境部環境創造局 自然環境課自然環境保全班		
18	企業	株式会社福邦銀行	営業統括部法人営業G			72	行政	福井県(事務局)	安全環境部自然環境課		
19	企業	株式会社ホクシン				73	行政	福岡県	環境部自然環境課野生生物係		
20	企業	北陸電力株式会社福井支店	総務部			74	行政	福島県	生活環境部自然保護課		
21	企業	前田電気株式会社	総務部			75	行政	宮城県	環境生活部自然保護課		
22	企業	株式会社松田(幸)組				76	行政	和歌山県	環境生活総務課自然環境室	—	該当事例なし
23	企業	三崎屋電工株式会社				77	行政	穴水町	産業振興課恵みの里山推進室		
24	企業	山田兄弟製紙株式会社				78	行政	あわら市	市民福祉部市民生活課		
25	企業	横山電機株式会社				79	行政	伊那市	農林部耕地林務課林務係		
26	研究機関	金沢大学	地域連携推進センター			80	行政	越前市	産業環境部農政課コウノトリ 共生室農政課農村活性G		
27	研究機関	高等教育コンソーシアム信州	事務局(信州大学学務部学務課内)			81	行政	加賀市	市民生活部環境安全課	○	
28	研究機関	公益財団法人国際湖沼環境委員会(ILEC)	調査研究課	—	該当事例なし	82	行政	掛川市	環境経済部環境政策課	○	
29	研究機関	公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)	東京事務所			83	行政	勝山市	市民・環境部環境政策課工 コ・自然エネルギー推進G		
30	研究機関	東京大学サステイナビリティ学連携研究機構(IR3S)				84	行政	金沢市	環境局環境政策課・農林局森 林再生課・農林局農業振興課		
31	研究機関	東京農業大学農山村支援センター	事務局			85	行政	かほく市	産業建設部産業振興課		
32	研究機関	横浜国立大学	大学院環境情報研究院			86	行政	軽井沢町	観光経済課農林係		
33	・ NPO ・	特定非営利活動法人アースデイ・エブリデイ				87	行政	小松市	経済観光文化部 環境王国こまつ推進本部	○	
34	・ NPO ・	あさか環境市民会議	事務局 (朝霞市市民環境部環境推進課)			88	行政	西海市	さいかい力創造部政策推進課		
35	・ NPO ・	特定非営利活動法人エコプランふくい		—	該当事例なし	89	行政	坂井市	生活環境部環境推進課		
36	・ NPO ・	特定非営利活動法人環境修復保全機構(ERECON)	本部事務局普及センター 本部事務局研究センター	○		90	行政	鯖江市	環境課		
37	・ NPO ・	環境ふくい推進協議会	福井県安全環境部環境政策課			91	行政	志賀町	企画財政課		
38	・ NPO ・	認定特定非営利活動法人共存の森ネットワーク	事務局			92	行政	珠州市	自然共生室		
39	・ NPO ・	熊谷市はたるを保護する会	事務局	○		93	行政	高浜町	まちづくり課		
40	・ NPO ・	特定非営利活動法人湧泉こうのとりを育む会	事務局	○		94	行政	中能登町	農林課		
41	・ NPO ・	独立行政法人国際協力機構(JICA)	地球環境部森林・自然環境グループ、森林・自然環境保全第一課			95	行政	名古屋市	環境局環境企画部環境企画課	○	
42	・ NPO ・	国際自然保護連合日本委員会(IUCN-J)	事務局(公益財団法人日本自然保護協会内)			96	行政	七尾市	産業部里山里海振興課	○	
43	・ NPO ・	国連生物多様性の10年(UNDB)市民ネットワーク	代表			97	行政	能登町	農林水産課		
44	・ NPO ・	こまつSATOYAMA協議会	事務局(里山自然学校こまつ滝ヶ原内)			98	行政	延岡市	農林水産部農林畜産課 林政係		
45	・ NPO ・	公益財団法人埼玉県生態系保護協会大宮支部				99	行政	羽咋市	農林水産課		
46	・ NPO ・	森林公園地域振興会・金沢森林組合エコグループ	石川県森林公園事務所			100	行政	白山市	市民生活部環境課	—	実績なし
47	・ NPO ・	CEPAジャパン				101	行政	宝達志水町	農林水産課		
48	・ NPO ・	日本野鳥の会福井県				102	行政	松本市	市民環境部環境保全課		
49	・ NPO ・	公益財団法人福井観光コンベンションビューロー				103	行政	真庭市	環境課	○	
50	・ NPO ・	福井県山岳連盟		○		104	行政	美濃加茂市	産業振興部農林課里山再生係	○	
51	・ NPO ・	福井県自然観察指導員の会				105	行政	輪島市	交流政策部企画課里づくり推進室		
52	・ NPO ・	別府沼を考える会	事務局			106	行政	若狭町	環境安全課	○	
53	・ NPO ・	三方五湖自然再生協議会	福井県安全環境部自然環境課	○			オブザーバー	SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPS1)	事務局		
54	・ NPO ・	水辺と生き物を守る農家と市民の会	会長事務局						原稿受取合計	21	※3/9現在

: 幹事団体(設立発起団体)